

「ジェネリック医薬品利用促進通知」について

病院・診療所で処方される薬には、先発医薬品（新薬）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）があります。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許がきれた後に、同じ有効成分を使って作られる医薬品です。開発コストが低いため、効き目・安全性が同じ（厚生労働省の承認済み）でありながら、新薬よりも安く提供されています。

ジェネリック医薬品が普及することにより、医療保険財政の改善に繋がることから、政府は2020年9月までに80%以上の普及率を目標に掲げています。（文部科学省共済組合の現在の普及率は約70%）

文部科学省共済組合では、比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、かつ自己負担の軽減が見込める方を対象に「ジェネリック医薬品利用促進通知」を送付しています。

通知の内容としては、現在服用中の新薬にジェネリック医薬品があるのか、また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい自己負担額を軽減できるのかなどになります。特に、自己負担額の軽減については、薬を長期間服用する必要がある人ほど大きくなりますので、この機会に是非ジェネリック医薬品への見直しをご検討ください。

なお、組合員証の検認にあわせ、「ジェネリック医薬品希望シール」を組合員全員に配布いたしますので、組合員証やお薬手帳に貼ってご活用ください。

ジェネリック医薬品は有効成分は同一であっても、薬の形や添加剤等に違いがあるため、効果・副作用に差異が生じることがありますので、ジェネリック医薬品への切り替えを希望する方は、かかりつけの医師または薬剤師にご相談の上ご使用ください。



文部科学省共済組合

